

高洲三丁目分譲団地みどりの協定

第1条（目的）

この協定は、高洲三丁目分譲団地居住者が私達の団地内を緑化することにより団地内の美観風致を向上しみどりにつつまれた安らぎのある場所とし住宅環境を快適なものとするを目的とします。

第2条（名称）

この協定は、高洲三丁目分譲団地みどりの協定（以下「協定」とします）といいます。

第3条（協定の区域）

協定の区域は千葉市高洲三丁目分譲住宅管理組合（以下「管理組合」といいます）の管理する敷地内全域とします。

第4条（協定のとり結び）

この協定は、協定区域内の土地所有者等〔都市緑地保全法（以下「法律」といいます）第14条にきめてある土地の所有者等をいいます。（以下「土地の所有権」といいます）〕がお互いの賛成により結びます。

第5条（協定の効力）

この協定は第1条の目的を達成するため法律できめてある認可を受けることにします。

第6条（協定の変更と廃止）

協定の内容を変更しようとするときは、土地の所有者等全員の賛成によることとします。

2. 協定を廃止しようとするときは、土地の所有者の過半数の賛成によることとします。

第7条（協定の期間）

協定の期間は、10年間としその期間が終る前に土地の所有者の過半数が廃止

についての申し出をしなかったときは、更に10年間延長するものとします。

第8条（緑化に関する事項）

第1条に定める目的を実現するため管理組合は、植栽する樹木の種類および植樹する位置を定め実施するものとします。

第9条（移植・伐採）

植樹した樹木は、管理組合の承認を得なければ伐採又は移植することはできない。

第10条（違反したとき）

この協定に違反したときは、違反者に費用等の自己負担において原状の回復を求めることができる。もし違反者が原状の回復を行わないときは、管理組合が行いこれに要した費用は違反者の負担とします。

第11条（保全）

施肥、せん定、病虫駆除等植栽した樹木の保全に必要な管理その他緑化に関する事業は、管理組合規約に基づいて行うものとします。